

生活保護の事務手続き等について

1. ホームレスに対する保護の適用

(1) ホームレスにかかる生活保護の要件について

生活保護は、その者の資産や稼働能力等すべてを活用した上でも、生活に困窮する場合に適用になるものである。

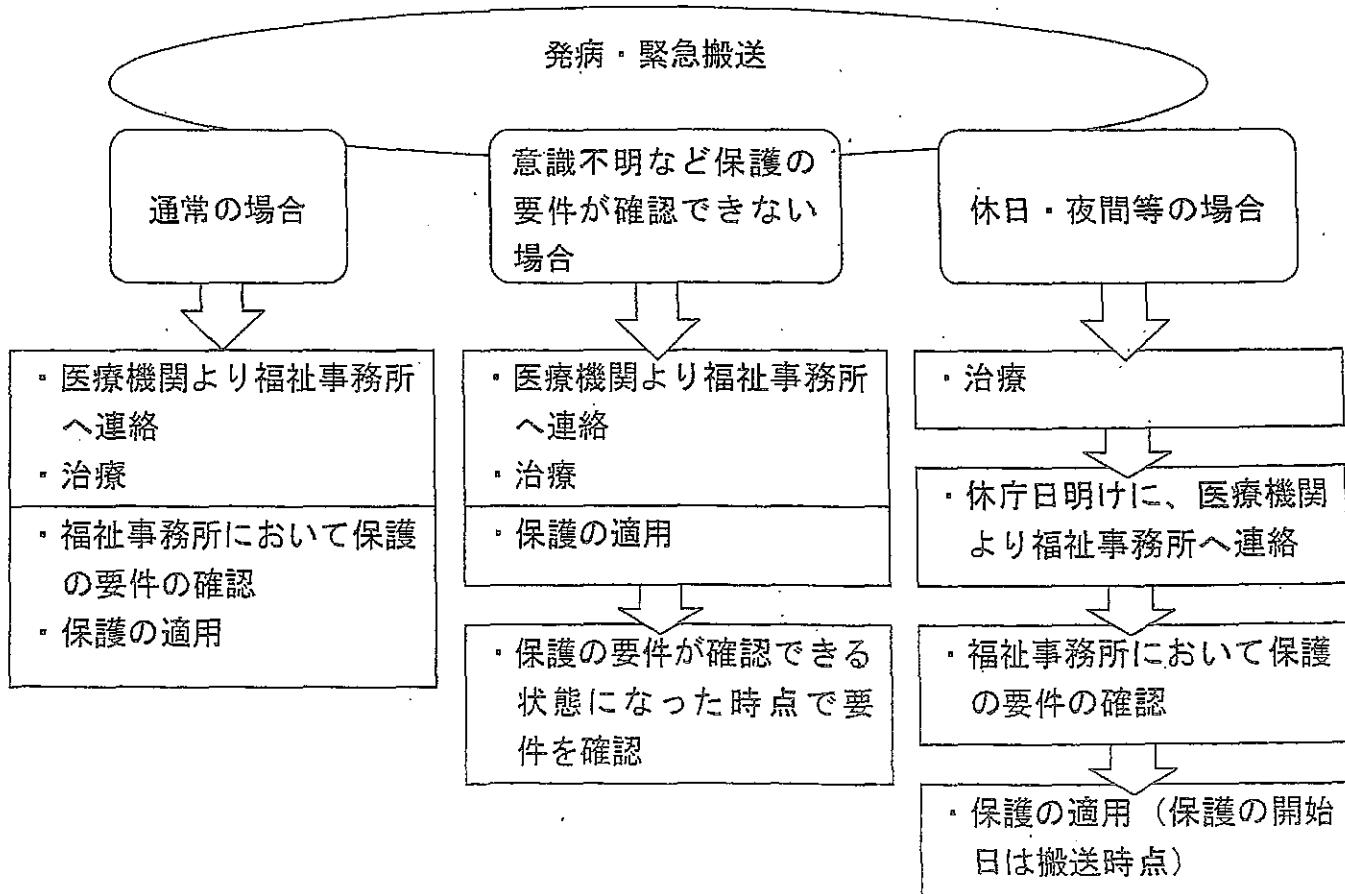
生活保護については、困窮に至った原因を問わず無差別平等に行われるものであることから、ホームレスについても一般の者と同様に、手持ち金等の資産、稼働能力等を活用することが保護の適用の要件となる。

(2) ホームレスが緊急搬送された場合における生活保護適用の流れ

ホームレスが医療機関に緊急搬送された場合、①医療機関から福祉事務所に連絡を行い、②連絡を受けた福祉事務所の職員が医療機関に出向き保護の要件を確認した上で、③生活保護の適用を行うこととなる。

休日・夜間等に搬送された場合など、福祉事務所において直ちに保護の要件が確認できない場合については、後日速やかに、保護の要件の確認を行った上で、搬送された時点を開始時期として生活保護の適用を行うこととなる。

【フロー図】



○ホームレスに対する生活保護の適用について(抄)

(平成15年7月31日社援保発第0731001号)

(厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

2 基本方針の留意点

(6) 病気等により、急迫した状況にある者については、申請が無くとも保護すべきものであり、その後、要保護者の意思確認が可能となった場合には、保護受給の意思確認を行い、保護の申請(保護の変更申請)が行われたときには、保護の要件を確認した上で、必要な保護を行うこと。

なお、要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、連絡体制を整えるなど医療機関との連携を図り、早急に実態を把握した上で、急迫保護の適用の要否を確認すること。

2. 生活保護廃止後の事務手続き等

(1) 国民健康保険への加入手続き

保護が廃止となる場合、直ちに国民健康保険に加入することが必要となるが、保護を廃止する際、国民健康保険への加入手続きが適切に行われるよう、福祉事務所において国保担当課に連絡を行うなど、加入手続きの支援を行っているところである。

(2) 医療券の修正等

被保護者が受診する際には、各月毎に発行する医療券を医療機関に提出することとなっているが、月途中で生活保護を廃止する場合については、医療券の有効期間を保護の廃止日までにするなど、既に発行した医療券を修正することとなる。

そのため、保護を廃止する際は、すみやかに福祉事務所から医療機関に「保護が廃止になり、廃止日以降については医療保険での受診になる」旨を連絡するとともに、既に発行した医療券の修正を行っているところである。

○生活保護法（昭和25年法律第144号）（抜粋）

（保護の補足性）

- 第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- 3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

（申請保護の原則）

- 第7条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

（費用返還義務）

- 第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

医療扶助事務手続きの流れ

